

## 平成30年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「256事業所」を「253事業所」に、同条第2号中「323,487,985<sup>m</sup>」を「324,189,973<sup>m</sup>」に、同条第3号中「886,268<sup>m</sup>」を「888,192<sup>m</sup>」に、同条第4号中「227,291千円」を「228,617千円」に、「2,347,711千円」を「1,912,663千円」に、「2,063,877千円」を「2,244,799千円」に、「158,017千円」を「419,260千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	13,572,449千円		19,625千円	13,592,074千円
第1項 営業収益	12,049,670千円		22,471千円	12,072,141千円
第2項 営業外収益	1,522,779千円		△ 24,463千円	1,498,316千円
第3項 特別利益	－千円		21,617千円	21,617千円
		支		出
第1款 事業費用	11,360,104千円		△ 551,024千円	10,809,080千円
第1項 営業費用	10,548,451千円		△ 613,063千円	9,935,388千円
第2項 営業外費用	801,153千円		62,039千円	863,192千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「5,980,909千円」を「5,838,079千円」に、「5,519,660千円」を「2,979,598千円」に、「173,859千円」を「141,307千円」に、「及び建設改良積立金287,390千円」を「減債積立金297,147千円及び建設改良積立金2,420,027千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	2,347,854千円		151,023千円	2,498,877千円
第1項 国庫補助金	307,300千円		381,106千円	688,406千円
第2項 企業債	1,892,000千円		△ 283,600千円	1,608,400千円
第3項 負担金	148,554千円		53,517千円	202,071千円
		支		出
第1款 資本的支出	8,328,763千円		8,193千円	8,336,956千円
第1項 建設改良費	4,796,896千円		8,443千円	4,805,339千円
第2項 資産購入費	7,026千円		△ 321千円	6,705千円
第4項 基金積立金	397,428千円		71千円	397,499千円

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中限度額「1,892,000千円」を「1,608,400千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「648,924千円」を「608,012千円」に、同条第2号中「296千円」を「156千円」に改める。